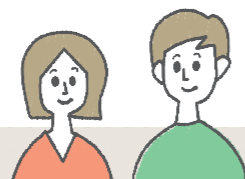


お互いの人格を尊重し、コミュニケーションに気をつけて、 相手を不快にさせる行動をしないようにしましょう

あなたは大丈夫？

セルフチェックしてみましょう



- | | | |
|---|------------------------------|-----------------------------|
| ● ハラスメントにならない言動を心掛けている | <input type="checkbox"/> YES | <input type="checkbox"/> NO |
| ● 相手の人格や人権を尊重した行動を行っている | <input type="checkbox"/> YES | <input type="checkbox"/> NO |
| ● お互いが大切なパートナーであるという意識をもっている | <input type="checkbox"/> YES | <input type="checkbox"/> NO |
| ● 相手が嫌がっていると感じたら同じ言動を繰り返さないようにしている | <input type="checkbox"/> YES | <input type="checkbox"/> NO |
| ● ハラスメントが精神的な障害を引き起こす場合があることを知っている | <input type="checkbox"/> YES | <input type="checkbox"/> NO |
| ● 受け手が不快であると思えば、ハラスメントになる場合もあることを認識している | <input type="checkbox"/> YES | <input type="checkbox"/> NO |
| ● 性的指向や性自認に関する言動がハラスメントにあたる場合があることを認識している | <input type="checkbox"/> YES | <input type="checkbox"/> NO |
| ● 目上からの誘いの場合、断りたくても断れない思いがあることを認識している | <input type="checkbox"/> YES | <input type="checkbox"/> NO |
| ● 不快な言動に対して、明確な意思表示(「嫌です!」)がなされるとは限らないことを認識している | <input type="checkbox"/> YES | <input type="checkbox"/> NO |

attention

！ 次のような行為は、ハラスメント行為と受け取られかねません。

- その人の居ないところで、人格に関する誹謗・中傷を行う
- 大勢の前で、恥をかかせるような言動を行う
- SNSで知った内容を本人の承諾なく授業等で話題にする
- 授業や業務上の出来事を本人の承諾なくSNSで流す
- 指導を求められても正当な理由なく指導をしない
- 相手が嫌がっているにもかかわらず、性的な事柄や身体的特徴をしつこく言う
- 食事や会合等の誘いを断られても繰り返す
- 「男だから…」、「女だから…」等と性別で決めつける



ハラスメントの防止と問題の解決のために

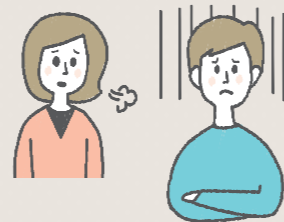
良好なコミュニケーションで 快適なキャンパスライフを!

あなたの言動は
大丈夫？

ハラスメントとは

受け手にとって不快であるとして受け止められる言葉や態度により、就学環境や就労環境等が損なわれるものをいいます。

勉学、教育、研究、課外活動、就労などの関係においてなされる他の者を不快にさせる不適切な言動で、行為者本人が意図すると否にかかわらず、相手方にとって不快な言動として受け止められ、その言動への対応によって相手方に利益若しくは不利益を与えたり、相手方が本学で学び、教育・研究し、働くことに関連して支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいいます。



① セクシュアル・ハラスメントとは

他の者を不快にさせる性的な言動はセクシュアル・ハラスメントに該当します。
〔「性的な言動」には、性的指向又は性自認に関する言動も含まれます。〕

② 妊娠、出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメントとは

妊娠及び出産並びに育児休業及び介護休業等の制度の利用に関して他の者を不快にさせる否定的な言動がこれに該当します。
〔「妊娠及び出産」には不妊治療に関することも含まれます。〕

③ パワー・ハラスメントとは

優越的な関係を背景として、必要かつ相当な範囲を超えて、他の者を不快にさせる言動がパワー・ハラスメントに該当します。

- 何気ない言葉や褒めたつものひとことが、場合によっては、ハラスメントとして受け取られることもあります。
- 詳しくは、「国立大学法人福岡教育大学ハラスメント防止・対応に関する指針」をご覧ください。
福岡教育大学ホームページ <https://www.fukuoka-edu.ac.jp/>に掲載されています。

ハラスメントを受けたと感じた場合は、一人で悩まないで、周囲の信頼できる人に助けをもらうことも必要です

- ハラスメントに関する相談員を大学に18名、各附属学校及び幼稚園に各々2名置くとともに相談窓口を設け、人権侵害を含む、あらゆるハラスメントの苦情相談に対応しています。
- その他の相談窓口として、健康科学センター、学生支援課の『学生なんでも相談窓口』、人事企画課の『ハラスメント相談窓口』も常設されています。
- ハラスメントの苦情相談は、いずれの相談員・相談窓口でも受けつけています。もっとも相談しやすいところに相談してください。
- 一人で相談しにくいときは、親しい友人などの付添人の同伴も認められています。
- ハラスメントに関する相談であることを、相談相手に必ず伝えてください。
- 相談は、面談だけでなく、手紙、電話、ファックス及び電子メールでも受け付けます。
- 匿名の相談は原則として受け付けられません。
- 相談員は、あなたのプライバシーを固く守ります。



ハラスメントの被害を受けた本人からだけでなく、被害者から相談を受けた者、ハラスメントを見て不快に感じた者、ハラスメントをしていると指摘された者からの相談も受け付けます。

ハラスメント問題の解決方法として、通知・調停・苦情申立てがあります
何れの場合もハラスメント相談員によく内容を確認してください

通知

通知とは、相手方へ注意や警告を行うことにより問題の解決をはかるための措置です。



調停

調停とは、問題とされる行為に関して当事者間の話し合いで解決する方法です。



苦情申立て

苦情申立てとは、ハラスメントの被害を受けたとして、大学に対して何らかの措置をとるよう求める手続きです。



学長が行う措置

学長は、「苦情申立て」による調査及び審議の結果、以下の措置を行います。

- 必要に応じて、速やかに就学、就労、教育・研究環境の改善などの措置を行います。
- 必要に応じて、「懲戒等規程」に定めるところに基づき、懲戒処分等を行います。
- 大学としての対応を被害者に知らせるとともに、当事者の了解のもとプライバシーの保護に十分配慮した形で「懲戒等規程」に基づき、経過と結果を公表します。

ハラスメント相談をしたいときの連絡先

ハラスメント相談員

大学18名・附属学校・園14名
ハラスメント相談員の氏名及び電話番号は、学内掲示板や福岡教育大学ホームページに掲載しています。
<https://www.fukuoka-edu.ac.jp/>
〔大学案内〕→〔福教大の取組〕→〔ハラスメントの防止・対応〕



健康科学センター

☎ 0940-35-1243

学生なんでも相談窓口

☎ 0940-35-1754

ハラスメント相談窓口

✉ Sodan110@fukuoka-edu.ac.jp

